

# 青森県学校給食検査設備整備事業 県立学校等検査実施要領

## 1 目的

青森県学校給食検査設備整備事業実施要領に基づき、県立学校等における学校給食用食材の放射性物質検査を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

## 2 実施主体

青森県教育委員会

## 3 検査の対象とする学校等

検査の対象とする学校等は、学校給食を実施している県立学校及び調理施設を有する県立学校等とする。

## 4 検査の開始時期

平成24年8月以降

## 5 検査方法

- ① 検査を希望する県立学校等は、各自、検査する食材を最寄りの検査機器設置場所へ持ち込み、自ら検査を行う。
- ② 検査は、原則として、学校給食に提供する前の事前検査とする。
- ③ 検査品目は、検査を実施する県立学校等において選定する。  
その際、県が実施している食材の検査状況を踏まえ、当該学校等における使用量及び頻度等を勘案し、必要性の高い品目を選定することとする。
- ④ 検査に係る費用は、検査を実施する県立学校等において負担する。
- ⑤ 検査の対象とする食品は、「一般食品」とし、測定する核種は放射性セシウム（ $\text{Cs}^{134}$ ・ $\text{Cs}^{137}$ ）とする。
- ⑥ 放射性セシウムの基準値は、食品衛生法に基づき、検査方法は、食品の放射性セシウムスクリーニング法に準ずる。

## 6 検査結果への対応

- ① 検査の実施後は、所定の様式により検査結果をスポーツ健康課長あて報告すること。
- ② 検査の結果、放射性セシウムの値が食品衛生法で定める基準値の1/2以上検出された場合、その食材は給食として提供しないこと。  
なお、検査を実施する学校等は、事前に納入業者と食品の交換等の対応を協議しておくこと。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、県立学校等と県教育委員会とが協議し、定めるものとする。

## 8 施行日

この要項は、平成24年6月11日から施行する。